

議第四十六号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項、第三十六条第三項及び第五十七条第四項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第五十九条第四号及び第五号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改め、同条第九号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改める。

第六十七条第五項、第八十九条第三項、第九十七条第四項及び第九十九条第四号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件に幼稚園教諭の免許状を有する者を加えるため、この条例を定めようとする。